

## 総合評価方式に関するQ&A

- Q. (手引きの 20 ページの)「ボランティア活動」は企業として何かやっているということであれば良いのか。
- A. ボランティアについては、3年間継続してきちんと形になって活動しているものを企業として示せない場合には対象にできません。  
ボランティア活動など評価項目についての詳細については、入札公告を出した際に、「会津若松市総合評価方式の手引き」の 23 ページ以降に記載されているような「総合評価方式 様式関係記載留意事項」を入札説明書の中で示すことになるので、当該留意事項をご覧ください。
- Q. (手引きの 20 ページの)「ボランティア活動」については、どのような書類を提出すれば良いのか。
- A. (手引きの 38 ページの) 第 4 号様式に定める事項について記載していただき、「※」に掲げる書類(活動のわかる書類)を提出していただきます。
- Q. (手引き 20 ページの)「企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の「(6) ボランティア活動」について、(手引き 38 ページに)「※活動状況を客観的に証明できる書類を添付すること。(地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等)」とあるが、会社の日報・報告書は活動を客観的に証明できる書類として認められるか。
- A. 「活動状況を客観的に証明できる書類」については、地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等の客観性のある書類を添付して下さい。  
なお、「実施日時」、「実施場所」、「実施内容」、「参加者」等が記載された書類は、「活動状況を客観的に証明できる書類」として認めます。
- Q. (手引きの 19 ページの)「優良工事表彰」について、受賞した工事の工種が発注工種と異なっても加点対象となるのか。
- A. 発注工種と異なっても加点対象となります。
- Q. 平成 10 年度からの優良工事表彰受賞者を教えてほしい。
- A. 過去 10 年分(平成 11~20 年度分)について、契約検査課において閲覧できます。
- Q. (手引きの 19 ページの)「優良工事表彰」の対象は何年度から何年度までか。
- A. 過去 10 年であることから、本市の総合評価方式のスタート時点では、平成 12 年度から平成 21 年度までとなる予定です。

Q. JV の場合の評価点は、各評価項目において構成員の一方が加点対象となればそれぞれ満点をもらえるのか。

A. (手引きの 22 ページの「※」に記載のとおり) それぞれの構成員の得点に出資比率をかけたものを合計し、小数第二位以下を切り捨てたものを評価点とします。

(例 1)

出資比率が代表者 60%、構成員が 40%の場合で、両者が「1 企業の技術力（実績・経験等）に関する評価」の「(1) 工事成績」を有する場合。

$$\text{評価点} = \frac{1 \text{ 点} \times 0.6}{\text{代表者}} + \frac{1 \text{ 点} \times 0.4}{\text{構成員}} = 1.0 \text{ 点}$$

(例 2)

出資比率が代表者 60%、構成員が 40%の場合で、代表者のみが「1 企業の技術力（実績・経験等）に関する評価」の「(1) 工事成績」を有する場合。

$$\text{評価点} = \frac{1 \text{ 点} \times 0.6}{\text{代表者}} + \frac{1 \text{ 点} \times 0}{\text{構成員}} = 0.6 \text{ 点}$$

Q. (手引きの 19 ページ)「工事成績」において、「同種工事」とはどういう意味か。

A. 発注工種と同じ工種という意味です。(例えば、総合評価方式の発注工種が建設業法における 28 工種のうち、土木一式工事の場合、同種工事は土木一式工事を指すこととなります。)

Q. 国県等の入札と会津若松市の総合評価方式の入札を同時にエントリー(入札参加申込み)していた場合、国県等が先に入札され、落札し、配置技術者がいなくなった場合に、市の入札を辞退することは可能か。

A. 通常の入札と同様、開札開始時刻の直前までは、辞退届を持参すれば入札辞退は可能です。

Q. 「会津若松市総合評価方式の手引き」の施工計画の適切性に関する評価(21 ページ)の評価点と、「入札制度の一部改正について」の評価点(7 ページ)とでは、点数が異なっているが、なぜか。

A. 「入札制度の一部改正について」の評価点(7 ページ)については、例えば、施工計画書の評価が「90 点以上」の場合は 10 点であるとか、「85 点以上 89 点以下」の場合は 9 点であるとか、という意味です(例示です)。

入札案件が出た場合に、入札説明書の中で、具体的に明記します。

Q. (手引きの 20 ページの) 災害協定について、団体として協定を結んでいる場合、対象となるのか。

A. 団体等が災害協定を締結し、その構成員となっている企業については加点対象となります。

Q. 総合評価の技術評価点申請時に配置予定技術者を2名申請することとできないか。

A. 1名の申請とします。(2名の申請は認めません。)

Q. (手引きの20ページの)「地元業者の活用」について、下請及び資材等を地元に対し請負金額の80%以上を発注した場合に加点されるとのことであるが、建築一式工事の場合、地元で80%以上となることは考えられず、見直す必要があるのではないかと思うが、どうか。

A. 仮に地元業者の下請等の割合が80%以上になることはないとしても、すべての業者が加点されないことから、公平性は保たれ、評価値への大きな影響はないと考えられます。

なお、今回の総合評価方式は試行導入であり、今後、状況を見ながら、改正を要する場合には検討いたします。

Q. J V対象工事の場合、総合評価方式の評価点の算定において、市内業者と市内業者との組合せの場合、市内業者と準市内業者との組み合わせの場合とでは、評価点は異なるのか。

A. 例えば(手引きの20ページの)「本店等の所在地」の項目においては、市内業者の場合2.5点、準市内業者の場合1.5点で、それぞれの出資比率を掛け合わせた数値を足す(小数第二位以下切り捨て。)ことになるので、点数に若干の差異が生じることとなります。

Q. (手引きの20ページの)「地元業者の活用」については、「可・不可」のみで良いのか。

A. (手引きの37ページの)第4号様式に定める事項について記載していただきます。ただし、「可」とした場合には契約締結後、実態を確認させていただきます。

Q. (手引きの19ページの)「資格の保有年数」における技術者は、「1級」か、「2級」か。

A. 実際に案件が出た場合に、入札説明書において、「1級〇〇技士」と示すこととなります。

Q. (手引き20ページの)「災害協定」の契約締結を確認するために添付する書類は、何か。

A. 本市との災害協定の契約締結については、市と直接契約を結んでいる場合には、契約書の写しを添付下さい。

また、団体を通じて契約を結んでいる場合には、団体からの証明書を添付下さい。

(ただし、当該証明書には、当該団体の構成員であることが、明記されていること。)

Q. (手引き25ページに)「除雪活動」の評価には、「福祉除雪」を含むとあるが、「福祉除雪」の実績を確認するために添付する書類は何か。

A. 「福祉除雪」については、自力での除雪が困難な高齢者や障がいのある人、母子家庭などの世帯を対象に実施されている除雪です。

福祉除雪の実績を確認するための書類は、主催者団体からの証明書を添付下さい。

なお、福祉除雪の実績は、(手引き20ページの)「除雪活動」の評価になります。

Q. (手引き 39 ページの)「男女共同参画の推進 (1) 育児や介護等を行う社員の「仕事」と「家庭」の両立支援の取組」に関する項目①の「結婚又は出産退職等の雇用慣行の見直し (※慣行がない場合を含む)」とはどういう意味か。

A. 結婚や出産を理由に退職等をする事がその企業の慣行 (※) となっていた場合において、その慣行の見直しを行った。との意味です。(もともと当該慣行がなかった場合を含む。)

※当該慣行とは、結婚や出産を理由として、社員にとって不利益な処遇を行う慣行のことです。

Q. (手引き 19 ページの)「2 配置予定技術者の技術力 (実績・経験等) に関する評価」の (4) 資格の保有年数」について、発注工種が建築一式工事の場合に 1 級建築士は評価の該当資格となるのか。

A. 発注工種が建築一式工事の場合は、1 級建築施工管理技士の資格保有年数により評価します。

そのため、1 級建築士は評価の該当資格とはなりません。

Q. (手引き 3 ページの)「9 技術評価点申請書等の提出」・「(3) 提出方法」に「市指定サイズ角 2 封筒 (縦 332mm、横 240mm) の封筒を使用してください。」とあるが、社名の印刷された封筒を使用してよいか。

A. 技術評価点申請書等の提出に使用する角 2 封筒については、無地の封筒に必要事項を記入し使用して下さい。

Q. (手引き 17 ページの)「(2) 技術評価点申請書等の提出」・「②提出方法」『「技術評価点申請書等の提出用封筒の表面に開札日、件名、「技術評価点申請書等 在中」の文言を、裏面に会社住所、商号又は名称を明記すること。』とあるが、必要事項を記載した別紙を封筒に貼り付けする方法で提出してよいか。

A. 技術評価点申請書等の提出にあたっては、提出用封筒の表面に必要事項を直接記載して下さい。

なお、契約検査課内に、提出用封筒用として次の文言のゴム印 (※) を用意しておりますのでご利用下さい。

※ゴム印の種類

①「〒965-8799」

②「会津若松郵便局留 会津若松市役所 契約検査課 行」

③「技術評価点申請書等 在中」

④「開札日 平成 年 月 日 開札・件名」

⑤「差出人 住所、商号(名称)」

Q. (手引きの 20 ページの) 「3. 企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の(8)「新分野進出」に関する評価項目について、他法人を買収し新たな分野へ進出した場合は評価の該当となるか。

A. 過去5年以内に、建設業以外(日本標準産業分類において、「建設業」以外の大分類の業種区分の産業(※))の法人を買収しその法人の株式を51%以上保有している場合は評価の該当となります。

※土木建築サービス業に属する事業(建築設計業、設計監督などの土木・建築に関する専門的なサービスを行う事業所)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規程に基づく規制の対象とされる事業を除きます。

Q. 技術評価点申請書等の提出にあたっては、ホッチキス留めが必要か。

A. ホッチキス留めは、必要ありません。

Q. (手引き 19 ページの) 「配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価」の「(1) 施工能力」に関する評価項目について、共同企業体での実績を提出する場合は、(手引き 35 ページの) 「第3号様式(第6条関係) 配置予定技術者の技術力に関する調書」の「1. 施工能力について」の「⑤請負代金の額」に共同企業体としての請負代金の額を記入することでよいか。

A. 共同企業体での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に評価の対象となります。

このため、「第3号様式(第6条関係) 配置予定技術者の技術力に関する調書」の「1. 施工能力について」の「⑤請負代金の額」には、共同企業体としての請負金額に出資比率を乗じて得た額を記入して下さい。

Q. (手引き 19 ページの) 「企業の技術力(実績・経験等)に関する評価」の「(1) 工事成績」及び「(2) 優良工事表彰」に関する評価項目について、共同企業体での実績を提出する場合は、(手引き 34 ページの) 「第2号様式(第6条関係) 企業の技術力に関する調書」の「1. 工事成績について」の「⑤請負代金の額」、「2. 優良工事表彰」の「⑤請負代金の額」に共同企業体としての請負代金の額を記入することでよいか。

A. 共同企業体としての請負代金の額を記入して下さい。

Q. (手引き 19 ページの) 「配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価」の「(2) 工事成績」及び「(3) 優良工事表彰」に関する評価項目について、共同企業体での実績を提出する場合は、(手引き 35 ページの) 「第3号様式(第6条関係) 配置予定技術者の技術力に関する調書」の「2. 工事成績」の「⑤請負代金の額」及び「3. 優良工事表彰」の「⑤請負代金の額」に共同企業体としての請負代金の額を記入することでよいか。

A. 共同企業体としての請負代金の額を記入して下さい。

Q. (手引き 20 ページの)「企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の「(12)男女共同参画の推進」に関する評価項目について、(手引き 39 ページに)「※取組状況が分かる書類を添付すること。(社則等)」とあるが、会社の就業規則の取組状況が分かる記載箇所を抜粋して提出してよいか。

A. 「取組状況が分かる書類」については、社則等の取組状況が分かる書類を添付して下さい。なお、社則等の一部抜粋を提出する場合には、申請者の社則等の一部抜粋であることが分かるよう、社則等の表紙と目次を抜粋部分と併せて提出するなどして提出して下さい。

Q. (手引き 20 ページの)「企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の「(12)男女共同参画の推進」について、(手引き 39 ページに)「※取組状況が分かる書類を添付すること。(社則等)」とあるが、社則が社外秘扱いの書類のため、JVによる申請の場合には、社則を単体で封筒に入れ(内封筒)、他の技術評価点申請書等の書類と併せて、角2の提出用封筒に封入し提出してよいか。

A. 社則が社外秘の取り扱いになっている場合は、取組状況が分かる他の書類を提出して下さい。

例えば、「取組の根拠となるもの」、「取り組んでいる項目」、「詳細な取組内容」等を記載した書類を提出して下さい。

(例)

〇〇会社社則に基づき、育児を行っている社員の「所定外労働をさせない制度」の取組を実施している。

【詳細な取組内容】育児を行っている社員より申し出があった場合は、その子が小学校に入学するまでの間、原則、所定外労働を命令しないこととしている。

なお、内封筒は使用しないでください。

また、市では、総合評価方式の技術評価点申請書等に関する添付書類として社外秘の書類については受け取れませんのでご注意ください。

Q. (手引き 33 ページの)「技術評価点申請書」の日付けは、いつの日付けを記載すればよいか。

A. 「技術評価点申請書」の日付けについては、(手引き 17 ページの)「4.-(2)-①」の「※」に記載のとおり、「当該申請書を作成した日付」を記載してください。

したがって、入札参加申込日以後、技術評価点申請書の投函日以前で、当該申請書を作成した日となります。

Q. (手引き 19 ページの)「配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価」の「(2)工事成績」及び「(3)優良工事表彰」について、(手引き 35 ページ及び 36 ページに)「※ 主任技術者通知の写しを添付すること。」とあるが、「現場代理人等通知書の写し」を添付すればよいか。

A. 現場代理人等通知書の写しを添付してください。